

## 食品安全委員会（第769回会合）議事概要

日 時:令和2年1月14日(火) 14:00~14:33  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:佐藤委員長ほか 5名出席  
傍聴者:報道 1名、行政機関 3名、一般 4名

### 議事概要

#### (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）の「十三 農薬その他の物が混入される肥料」のうち、食用及び飼料用に供しない植物等に使用される、農薬が混入される普通肥料の公定規格を設定、変更又は廃止すること。（農林水産省からの説明）

##### →農林水産省から説明

本件については、食用及び飼料用に供しない植物等に使用される、農薬が混入される普通肥料の公定規格を設定、変更又は廃止するものであり、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられる。との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

#### (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・肥料 1案件  
肥料取締法第3条第1項の規定に基づく普通肥料の公定規格の設定について（農林水産省からの説明）

##### →農林水産省から説明

本件については、農薬が混入される肥料の規格を設定するものであって、当該肥料は農薬取締法に基づく使用基準によって管理されるものであることから、食品を介してヒトの健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられる。との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「イプルフエノキン」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「シフルフェナミド」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「メフェントリフルコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、

「イプルフエノキンの許容一日摂取量（ADI）を0.048 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg 体重と設定する。」

「シフルフェナミドの許容一日摂取量（ADI）を0.041 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要があると判断した。」

「メフェントリフルコナゾールの許容一日摂取量（ADI）を0.035 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要があると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ プリオン「フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、

「フランス及びノルウェーのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。